

第1章 岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業の内容

1 総合事業の概要

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)がスタートしました。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

2 介護予防・生活支援サービス事業の概要

(1) 事業内容

介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という。)は、主に、旧来の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」、「二次予防事業」に相当するサービスと、「介護予防ケアマネジメント」で構成されています。

岡山市の介護予防・生活支援サービス事業は、下表のサービスのとおりです。

【介護予防・生活支援サービス事業】

事業		内容
訪問型	介護予防訪問サービス	居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助(身体介護)及び調理・掃除・その他の生活全般にわたる支援(生活援助)を提供します。
	生活支援訪問サービス	居宅を訪問し、調理・掃除等の生活援助に限定したサービスを提供します。
通所型	介護予防通所サービス	運動・入浴・レクリエーションなどの1日タイプのサービス、機能訓練等の専門性の高いサービスを提供します。
	生活支援通所サービス	岡山市が示す運動プログラムを中心に2～4時間の短時間サービスを提供します。
	生活支援通所サービス (短期集中サービス実施加算) ※令和4年10月から実施	運動・栄養・口腔の専門職の指導のもと、自宅でのセルフケアを含め集中的にケアを行い、生活機能の改善・向上を図る2～4時間の短時間サービスを提供します。
介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)		要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

3 訪問型サービス・通所型サービスの詳細

(1) 訪問型サービス

介護予防訪問サービス

利用目的	日常生活を送るうえで身体介護と生活支援が一体的に必要な場合、または認知症等の症状がある方が生活の維持・悪化防止を図るもの。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員による入浴・排せつ・食事等の介助である身体介護及び調理・掃除等の生活援助 ・旧来の予防サービスと同様に、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」の範囲内で実施
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者
指定基準	旧来の介護予防訪問介護の基準と同様
利用者負担	1割～3割
報酬・主な加算	<p>※詳細は、サービスコード表 (A2介護予防訪問サービス)参照</p> <p>○月額基本報酬</p> <p>週1回程度:1,176単位/月 (事業対象者及び要支援1・2)</p> <p>週2回程度:2,349単位/月 (事業対象者及び要支援1・2)</p> <p>週3回以上:3,727単位/月 (要支援2)</p> <p>○加算</p> <p>初回加算:200単位/月</p> <p>生活機能向上連携加算:(Ⅰ)100単位/月、(Ⅱ)200単位/月</p> <p>介護職員処遇改善加算 他</p>
地域単価	A2(岡山市指定事業者):岡山市の単価 10.21 (市外の事業所も同様)
主な人員基準	<p>○管理者:常勤専従1人以上</p> <p>【資格要件なし】</p> <p>○訪問介護員:常勤換算2.5人以上</p> <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者など】</p> <p>○サービス提供責任者:利用者40人につき、常勤専従1人以上</p> <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者など】</p>
主な設備基準	事業運営のための専用区画の設置

生活支援訪問サービス

利用目的	身体介護までは必要ないが、自力で家事を行うことが困難で、同居家族からの支援がなく、他の福祉サービスの利用が好ましくない場合に生活援助を行い、生活の維持・改善を図るもの。
サービス内容	・生活支援訪問介護員(人員・設備・運営等の基準参照)による調理・掃除等の生活援助 ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」のうち、生活援助の範囲で実施
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者
指定基準	旧来の介護予防訪問介護の人員・設備基準を一部緩和
利用者負担	1割～3割
報酬・主な加算	※詳細は、サービスコード表 (A3生活支援訪問サービス)参照 ○月額基本報酬 週1回程度: 862単位/月 (事業対象者及び要支援1・2) 週2回程度: 1,721単位/月 (事業対象者及び要支援1・2) 週3回以上: 2,722単位/月 (要支援2) ○加算 初回加算: 200単位/月 サービス提供資格評価加算: 10単位/回 (※1) 上級資格責任者配置加算: 基本報酬の10%相当 (※2) 介護職員処遇改善加算 他
算定単位の取扱	A3(岡山市指定事業者)
地域単価	岡山市の単価 10.21 (市外の事業所も同様)
主な人員基準	○管理者:専従1人 【資格要件なし】 ○生活支援訪問介護員:サービス提供の実施に必要な人数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、市が定める研修修了者など】 ○訪問事業責任者:生活支援訪問介護員のうち、1人以上の必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、市が定める研修修了者など】 ※旧来の介護予防訪問介護のサービス提供責任者資格要件のうち、介護職員初任者研修修了者の実務経験年数の要件を撤廃 ※生活支援訪問介護員等及び訪問事業責任者の合計数は、利用者の数に関わらず常勤換算1人以上
主な設備基準	事業運営のための必要な区画の設置

※1 介護予防訪問サービスの訪問介護員の資格要件を満たす者を生活支援訪問介護員として配置し、当該生活支援訪問介護員がサービスを行った場合は、1回につき加算する。

※2 介護予防訪問サービスのサービス提供責任者の資格要件を満たす者を訪問事業責任者として配置し、市長へ届け出た場合は、1月につき加算する。

(2)通所型サービス

介護予防通所サービス

利用目的	日常生活を送るうえで入浴や排せつに身体介護が必要、または認知症等の症状がある方が、リハビリ専門職による機能訓練等を通じ、状態の維持・悪化防止を図るもの。
サービス内容	入浴・運動・レクリエーションなどの1日タイプのサービスや専門性の高い機能訓練等のサービス ※短時間サービスにおいて、専門的な機能訓練が必要な場合(以下の加算を取得する場合)を含む ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者
指定基準	旧来の介護予防通所介護の基準と同様
利用者負担	1割～3割
報酬・主な加算	※詳細は、サービスコード表 (A6介護予防通所サービス)参照 ○月額基本報酬 要支援1、事業対象者:1,798単位/月 要支援2 :3,621単位/月 ○加算 生活機能向上グループ活動加算:100単位/月 サービス提供体制強化加算:24～144単位/月 介護職員処遇改善加算 他
地域単価	A6(岡山市指定事業者):岡山市の単価 10.14 (市外の事業所も同様)
主な人員基準	○管理者:常勤専従1人以上 【資格要件:実務経験2年以上】 ○生活相談員:1人以上 【資格要件:介護支援専門員、社会福祉士など】 ○看護職員:1人以上(利用定員が11人以上の場合) 【資格要件:看護師、准看護師】 ○機能訓練指導員:1人以上 【資格要件:作業療法士、理学療法士、看護職員など】 ○介護職員:利用者15人まで:専従1人以上 利用者15人以上から超えた利用者1人に0.2以上増員 【資格要件なし】 ※生活相談員・介護職員の1人以上は常勤
主な設備基準	食堂・機能訓練室:3㎡×利用定員 以上 相談室 静養室 事務室

生活支援通所サービス

利用目的	身体介護までは必要ないが、日常生活を送るうえで支援が必要な方(見守り援助を含む)が、継続した短時間の運動等により、状態の維持・改善を図るもの。
サービス内容	ストレッチ、筋力トレーニング、バランストレーニング、口腔体操などで構成される市が指定する運動プログラム等を中心とした2～4時間の短時間サービス
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者
指定基準	旧来の介護予防通所介護の人員・設備基準を一部緩和
利用者負担	1割～3割
報酬・主な加算	<p>※詳細はサービスコード表 (A7生活支援通所サービス)参照</p> <p>○月額の場合</p> <p>週1回程度(要支援1、2、事業対象者): 743単位/月</p> <p>週2回程度(要支援2、短期集中サービス実施加算算定対象者) : 1,519単位/月</p> <p>○加算</p> <p>生活機能向上活動加算: 100単位/月</p> <p>機能回復支援加算: 40単位/月</p> <p>サービス提供体制強化加算: 24～48単位/月</p> <p>送迎加算: 40単位/回</p> <p>有資格管理者配置評価加算: 基本報酬の10%相当</p> <p>営業体制整備評価加算: 基本報酬の10%相当</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>短期集中サービス実施加算 他</p> <p>※短期集中サービス実施加算の詳細はp.7参照</p>
算定単位の取扱	A7(岡山市指定事業者)
地域単価	岡山市の単価 10.14 (市外の事業所も同様)
主な人員基準	<p>○管理者: 専従1人以上 【資格要件なし】</p> <p>○生活相談員: 不要</p> <p>○看護職員: 不要</p> <p>○運動指導員: 専従1人以上 【資格要件なし、資格者がいる場合には加算】</p> <p>○介護職員: 利用者15人まで: 専従1人以上 利用者15人以上から超えた利用者1人に0.2以上増員 【資格要件なし】</p>
主な設備基準	<p>機能訓練室: 3㎡×利用定員 以上</p> <p>相談室 不要</p> <p>事務室</p> <p>静養スペース</p>

生活支援通所サービス

(短期集中サービス実施加算)

「元気回復トレーニングプラス」

※令和4年10月より開始

利用目的	退院直後等一時的に身体機能が低下している方が、運動・栄養・口腔の専門職の指導のもと、3ヶ月または6か月の期間に集中的にケアを行うことで、生活機能の改善を図るもの。サービス終了後は一般介護予防事業や社会資源を活用しながら、自ら介護予防に取り組み自立した在宅生活を送ることができる状態を目指す。
サービス内容	運動・栄養・口腔の専門職の指導のもと、自宅でのセルフケアを含め集中的にケアを行う2～4時間の短時間サービス (生活支援通所サービスの加算として実施)
対象者	要支援1、要支援2、事業対象者かつ①～③すべてを満たす者 ①介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績がない者 ②集中的にケアを行うことで改善の見込みがある者 ③自ら介護予防活動に取り組む意欲がある者
加算	※詳細はサービスコード表 (A7生活支援通所サービス)参照 ○加算 週2回:1,550単位/月 ※3月間実施するものとし、引き続き行うことが必要と認められる者については、更に3月間実施(加算期間は最長6か月) 1人の利用者に対して1回のみ加算 自立支援評価加算(Ⅰ):6,780単位 自立支援評価加算(Ⅱ):1,550単位 ※自立支援評価加算については利用者負担なし
主な人員基準	生活支援通所サービスの基本要件に加え、下記基準を満たすこと。 ○運動指導員等:1人以上 【資格要件:専ら運動指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、はり師又はきゅう師】 ○管理栄養士:1人以上 ※事業所の従業者又は外部との連携により配置 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
備考	プラン作成は、地域包括支援センターのみで行う。

4 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

(1) 対象者

サービス事業の対象者は、介護保険法改正前の要支援者に相当する方(要支援1、2相当)とします。サービス利用に至る流れとしては、以下の2点があります。

- ①要支援認定を受けて、介護予防ケアマネジメントを受ける流れ⇒要支援者(要支援1、2の方)
- ②基本チェックリストを用いて本人の状況を確認し、介護予防ケアマネジメントを受ける流れ(事業対象者の確認にかかる届出)⇒介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下「事業対象者」という。)

【要支援者と事業対象者の比較】

	要支援者	事業対象者
利用できるサービス	・予防給付 ・サービス事業	サービス事業
有効期間	最長 36か月	一律 24か月
支給限度額	要支援1 → 5,032単位 要支援2 → 10,531単位	5,032単位

(2) 岡山市の考え方

国の示すガイドラインでは、「基本チェックリストによる事業対象者の確認については特に制限はなく、明らかに基本チェックリストが適当でない場合(明らかに要介護認定が必要又は元気高齢者)以外は、基本チェックリストを実施し、基本チェックリストの基準に該当すれば事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防・生活支援サービス事業につなげて良いこと」とされています。

しかしながら、岡山市では、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するためには、複数の専門職(主治医・認定調査員・認定審査会委員)による多角的な視点での状況把握が必要と考え、**新規利用者の場合は、要介護(要支援)認定が望ましい**と考えています。

よって、基本的には、予防給付又は第1号事業を利用している方で、事業対象者の確認を希望する方は、要支援認定又は事業対象者の有効期間の満了日までに事業対象者の確認の手続きを受けてください。

※事業対象者の岡山市総合事業に係る介護予防マネジメント依頼(変更)届出書の提出については、有効期間満了日の30日前から可能となっています。

《留意事項》

・事業対象者は予防給付サービス(介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等)が利用できません。

アセスメントの結果、予防給付サービスが必要であれば、要介護(要支援)認定を勧めてください。

・新規利用者に対しては、要介護(要支援)認定をお勧めしますが、相談支援の結果として、事業対象者の確認を選択することを拒否することはできません。

・更新の対象となる利用者については、これまでのプラン評価やアセスメントに基づき、特に利用者の状態像に変化がないと判断される場合、ケアマネジャーと利用者が相談の上、認定申請か事業対象者の確認にかかる届出か、どちらかを選択してください。

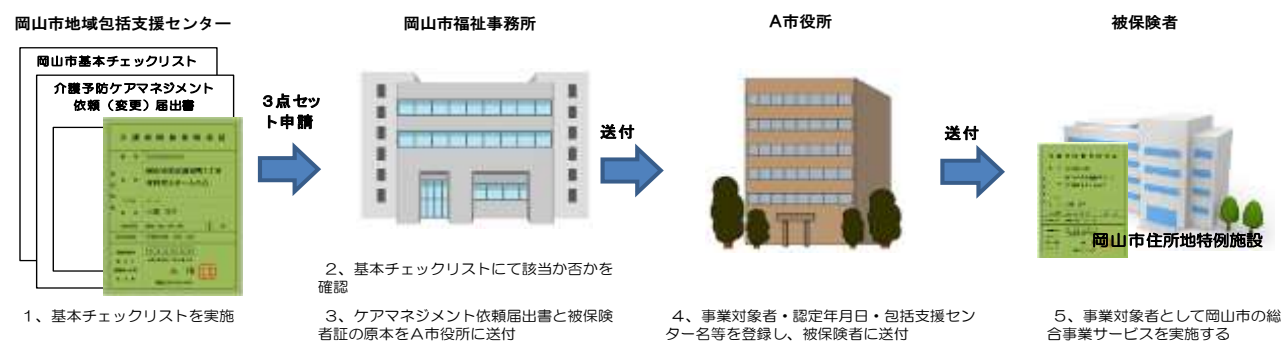
(3) 住所地特例対象者について

住所地特例者については、居住する施設の所在する市町村の総合事業を利用します。

【住所地特例者の基本チェックリスト実施からサービス利用までの流れ】

●施設所在地：岡山市/保険者：A市の場合

岡山市地域包括支援センターがケアマネジメントをします



●施設所在地：A市/保険者：岡山市の場合

A市地域包括支援センターがケアマネジメントをします



(4) 住民票を異動させずに他都市に居住している場合について

①サービス利用について

住所地(住民票)の総合事業サービスを実施し、住所地のサービスコードで請求を行います。

- ※ 利用しているサービス事業所が保険者市町村の事業所指定を受けている必要があります。事業所指定、サービス内容、請求方法や手続き等は保険者市町村によって異なります。詳細は、被保険者証に記載されている保険者市町村にお問い合わせください。

②プラン作成者について

○ 岡山市に住民票を置いたまま他市町村に居住している場合

本来、岡山市地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントをすることになりますが、遠隔地であるため訪問などの実質的なマネジメント業務が不可能な場合があります。よって、岡山市地域包括支援センターが、居住地の居宅介護支援事業所に業務委託してください。

○ 他市町村に住民票を置いたまま岡山市に居住している場合

保険者の方針に基づいた対応になりますので、保険者市町村に相談してください。

5 事業対象者の確認にかかる届出

(1) 事業対象者の確認にかかる届出

事業対象者となるためには、基本チェックリストの結果、事業対象者の基準に該当し、「岡山市総合事業利用に係る介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(以下、「介護予防ケアマネジメント届出書」という。）」、「基本チェックリストの結果」、「介護保険被保険者証」を、岡山市へ提出する必要があります。

なお、事業対象者の確認にかかる届出をされる方として、以下のような方が想定されます。

65歳以上であって、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用希望の方で、

- ・要介護(要支援)認定の更新をしないで、事業対象者としてサービス利用を希望される方
- ・要介護(要支援)認定の結果が非該当となったが、サービス利用の必要性がある方
- ・新規の相談の方(岡山市では基本的には要介護(要支援)認定をお勧めします。)

※40歳～64歳の第2号被保険者については、特定疾病に起因して要介護状態になっていることが、サービスを受ける前提となるため、要介護(要支援)認定が必要です。

(2) 事業対象者の有効期間

国の総合事業ガイドラインでは、事業対象者に有効期間はありますが、岡山市では、適切なアセスメントのため、事業対象者に有効期間(原則2年間)を設定することとします。

基本的な有効期間	
一般高齢者から ⇒事業対象者に移行した場合	介護予防ケアマネジメント依頼届出書に記載のあるサービス開始年月日(届出日と同日)から2年間 (開始日が月途中の場合は、開始月の残日数+2年間)
要支援者(または要介護者)から ⇒事業対象者に移行した場合	要支援(または要介護)認定有効期間満了の翌日から2年間
事業対象者から ⇒要支援者(要介護者)に移行した場合	事業対象者の有効期間の終了日は、要介護(要支援)認定申請日の前日

6 利用者負担等

利用者負担については以下ようになります。

(1) 利用者負担

介護給付の利用者負担割合(1割～3割)と同じとします。

介護保険負担割合証を確認してください。

(2) 支給限度額

要介護状態区分	支給限度額	利用可能サービス
事業対象者	5,032単位	サービス事業のみ
要支援1	5,032単位	・ 予防給付のみ
要支援2	10,531単位	・ 予防給付+サービス事業
要介護	要介護度による	・ サービス事業のみ
		介護給付のみ

- 要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

(3) 利用者負担の軽減制度等

- ① サービス事業についても、保険給付サービスにおける利用者負担額の軽減制度に相当する事業として以下の事業を実施します。

- I、高額介護予防サービス費相当事業, 高額医療合算介護予防サービス費相当事業
- II、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度
- III、災害等による利用者負担の減免制度

- ② 保険料を滞納している場合の給付制限は、サービス事業については、当面、適用しませんが、引き続き介護保険制度の適正な運営のため、保険料の適切な納付についてのご案内をよろしくお願いします。